

入札監理小委員会  
第536回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第536回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年5月15日（水）16：29～18：17

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 事業評価（案）の審議

- 地方入国管理局等の外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務（法務省）
- 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（法務省）
- 東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務（環境省）

#### <出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、川澤専門委員、辻専門委員

（法務省）

出入国在留管理庁 総務課 柏原補佐官

出入国在留管理庁 総務課 宮武法務専門官

（法務省）

民事局 総務課 齊藤民事調整官兼民事監査官

民事局 総務課 三井補佐官（企画担当）

民事局 総務課 日野企画第三係長

民事局 総務課 佐藤係長（企画第三担当）

（環境省）

水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 中里室長

水・大気環境局 水環境課（海洋環境室併任） 新保課長補佐

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第536回入札監理小委員会を開催します。

本日は、「地方入国管理局等の外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務」「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の実施状況及び事業の評価3件の審議を行います。

まず初めに、「地方入国管理局等の外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務」の実施状況について、法務省出入国在留管理庁総務課柏原補佐官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○柏原補佐官 法務省出入国在留管理庁総務課の柏原です。どうぞよろしくお願ひいたします。組織改編がありまして、組織名がちょっと変わっておりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、平成29年度外国人在留総合インフォメーションセンター運営業務の実施状況につきまして、お手元の資料及びその別紙に沿ってご説明させていただきます。

まず、事業の概要等は資料1のとおりでございます。大阪出入国在留管理局におきましては、来庁した方々からの出入国手続や在留諸申請など、出入国在留管理全般に係る相談、案内を多言語で行う事業でありまして、平成23年度から市場化テストの対象事業として実施しております。

当初は東京、横浜、名古屋局も含めた4官署で実施しておりましたところ、前回の実施状況調査の結果を踏まえた本委員会での審議におきまして、東京、横浜、名古屋局につきましては、平成29年6月末をもって市場化テストを終了することとされた一方、大阪局につきましては、受託者選定の入札手続におきまして、応札者が1者であったということから、競争性の確保に課題が残るとして、引き続き市場化テストの対象事業として実施することとされたものでございます。

次に、本委託業務の実施状況調査につきましては、入札実施要項におきまして、平成31年1月に実施することとなっております。

今回、資料1の(2)に記載しておりますとおり、平成29年7月1日から平成30年12月31日までを対象期間として調査を実施しております。

調査項目につきましては、2の(3)にありますとおり、ア、利用者アンケート調査の結果、それから総相談数及び延べ従事者数の2項目、また4に記載しております実施経費について調査しております。

まず、利用者アンケート調査の結果についてご説明いたします。別紙1をごらんください

い。利用者アンケート調査では、確保すべき公共サービスの質としまして、利用者アンケートにおけます応接態度が適切であったか、及び必要な情報を得られたかの調査項目に関する満足度におきまして、それぞれ90%以上の利用者から「満足」「ほぼ満足」、または「普通」との評価を受けることを国が要求する水準としておりますところ、どちらも98%以上の利用者から「満足」「ほぼ満足」、または「普通」の評価を受けており、要求水準を大きく上回る結果となっておりますことから、公共サービスの質は維持されていると評価してございます。

続いて、別紙2をごらんください。まず、上段の実施経費についてですが、市場化テストとして業務を実施した際、委託業務の集約化や委託範囲の見直しを行ったことから、取り扱い件数が異なるため、単純比較はできませんが、市場化テスト実施前の平成22年度と今回市場化テストとして実施した平成29年度以降の実施経費を単年度で比較しますと、平成22年度の約2,400万円から平成29年度以降の約1,300万円と、約1,100万円の減となっております。市場化テストの実施に伴い、経費の削減が図られたものと考えております。

次に2番の総相談件数及び延べ従事者数についてですが、調査期間中の総相談数は約7万8,400件、延べ従事者数は約2,200人となっております。

次、資料の5に戻っていただきまして、全体評価についてでございますが、冒頭ご説明しましたとおり、本件事業におきましては競争性の確保が大きな課題の一つであると承知しておりますところ、今回の入札手続におきましては、過去に入札に参加した事業者をはじめ電子調達システムにおきまして、入札資料をダウンロードした事業者に対して直接電話連絡をして、入札参加を促すなど行いました。

また、前回の小委員会で、委員の先生方から、語学学校に対しても情報共有を行ってはどうかとのアドバイスもございましたので、大阪局では複数の語学学校に対して電話連絡を行い、入札資料等を送付するなど、積極的に入札参加を促す努力を行いました。結果的には、語学学校におきましては、学校の運営以外に新たに事業展開をするのはなかなか難しいという理由が多く、入札参加には至りませんでした。

そのような取り組みを行った結果、入札手続におきましては2者の応札者があったことから、最低限の競争性は確保できたものと考えております。

そのほか、これまでご説明しましたとおり、本委託業務につきましては公共サービスの質を維持しつつ、実施経費は削減されておりますほか、民間事業者におきましては行政サ

サービスの向上に努め、業務環境の改善が図られるなど、全体的な評価としましては市場化テスト実施の成果は上がっているものと考えております。

最後であります、資料の6、今後の事業についてです。「市場化テストの終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に定める市場化テストを終了する基準をおおむね満たしており、良好な実施結果が得られておりますことから、市場化テストを終了し、法務省の責任におきまして、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、みずから公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしていくこととし、実施状況につきましては、外部有識者で構成しております法務省契約監視会議におきまして、チェックを受けることとしたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

出入国在留管理庁からは以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 総務省から評価のご説明をさせていただきます。事業の概要については、先ほどご説明いただいたとおりですので、省略させていただきます。

評価につきまして、終了プロセスで移行することが適当であると考えております。対象公共サービスの確保されるべき質の確保状況というところですが、先ほどご説明がありましたとおり、利用者アンケート調査について90%以上の利用者から「満足」「ほぼ満足」「普通」との評価を受けるところですが、全ての項目でこちらのほうを満たしていると評価できます。

続きまして、実施経費につきましても、市場化テスト実施前に要した経費と今回事業の単年度当たりを比較すると、約45%の経費が削減できており、実際、前回事業の市場化テストの事業からも約3%の経費が削減できていると評価できます。

以上を踏まえると、公共サービスの質の維持向上、経費の削減の双方が達成されたものと評価できます。

今後の方針ですけれども、実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もありませんでした。法務本省に設置している外部有識者で構成している法務省契約監視会議において、事業実施状況のチェックを受ける予定であります。入札において複数者の応札があり、競争性が確保されていきました。確保されるべき公共サービスの質において全ての目標を達成しています。経費削減について、従前経費から削減

することができています。

以上のことから、平成29年度外国人在留総合インフォメーションセンター運營業務については、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」2、1（1）の基準を満たしており、今期をもって終了プロセスへ移行することが適当であると考えられます。

市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、法務省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、当事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございました。資料1の別紙1、アンケート実施状況でございます。これを拝見すると、極めてすばらしい成績でございます。満足だけで90%を超えていて、すごいなと思ひまして、これ一つ、僕、ちょっと関心があったのですが、何でこんなにすばらしい結論になったのかというところ、何か法務省さんとして思い浮かぶ事情はあるのでしょうか。

○柏原補佐官 特段こういう理由だからということとはちょっと思い浮かばないのですが、事業者のほうも長年やられていて、相談に対してもある程度定型化、類型化されて、そういった質問に対してスムーズな応接ができているということも一つではないかと思ひます。

○辻専門委員 いただいている資料A-3の図を見ると、マニュアル等がない質問があった場合には引き継いで、その上でマニュアルにフィードバックとございますので、おそらく経験を積むにしたがって、どんどんいろんなイレギュラー案件に関しても、マニュアルが充実していった結果、優秀な成績になったのかなと推測するところなのですが、このマニュアルなのですけれども、これ著作権は事業者側にあるのか、それとも法務省さん側にあるのか。つまり今後、新しい事業者さんが参加した場合に、多分このすばらしい経験が集積されているマニュアルを使うことができるのか、このあたり、いかがでしょうか。

○柏原補佐官 マニュアルにつきましては出入国在留管理庁で作成して、事業者に貸与し

ているものでございますので、それは事業者がかわってもそれを随時使っていくということだと思います。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○浅羽副主査 ご説明ありがとうございます。前回、対象から外れました東京と名古屋に関しまして、入札の状況等はどうでしょうか。今度大阪が外れますと、同じようなものになるのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○宮武法務専門官 出入国在留管理庁の宮武と申します。よろしくお願いします。

東京と名古屋が外れた後、現在の入札状況についてお答え申し上げます。現在、東京入国管理局と横浜支局につきましては、3者から入札がございまして、そのときに1者が落札しまして、落札率は87.8%でございました。また、名古屋出入国在留管理局におきましても、2者が入札に応じまして、落札率は76.3%でございました。

○浅羽副主査 サービスの質なども特に問題はないということによろしいでしょうか、2カ所ともに。

○宮武法務専門官 何かそういった問題が発生したということまでは聞いておりません。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○川澤専門委員 3ページ目の一番初めのパラグラフで、ご尽力によって競争性が確保されるに至ったと評価とされていらっしゃるが、それについて異論はないのですが、どういう競争が実現したかという点について1点伺わせていただければと思います。

つまり2者の応札のうち1者は予定価格超過であったとのことですが、技術的な提案については応札した2者でかなり開きがあったのか。そうではなくて、技術的な提案についてはかなり僅差で競争がある意味確保されていたけれども、少し価格の点が折り合わなかったのか、そのあたりの状況はいかがでしょう。それによって今後の競争性が確保できるかという点も影響があるかなと思ひまして、念のため確認させていただければと思います。大体で結構ですけど。かなり開いていたか、そうではなかったぐらいで大丈夫です。

○柏原補佐官 申しわけございません。提案書の評価点みたいなものは手持ちですぐわかりませんので。ただし、もう1者につきましては、関連事業等で受託実績がある業者ですので、それほど内容的に大差があったというふうには考えておりません。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは、1点だけ確認なのですが、質の評価でアンケートをされていて、

御庁としてどのぐらいのアンケート数をもって評価ができたとお考えになったかということ、ご趣旨だけお知らせいただきたいんですが。総相談数が8万ぐらいで、アンケートが531とすると、アンケートは0.4%の声を反映したものだということかと思うのですが、その点についてどういう工夫とか、ご意向があったのかというところをお知らせください。

○柏原補佐官 まず、このアンケート調査の実施方法につきましては、実施要項等でも任意に選定した3日間ということで設定してございますので、それに従って実施したということでございます。ただし、全体の来庁者、相談数の方々を見ると、数としては小さいという指摘はごもっともかと思えます。ただし、全体的な評価としましては、高い評価ということで推移しておりますので、そういった部分ではそのほかの全体的な評価についてもそれほど低い評価にはならないだろうと考えております。

○尾花主査 アンケート実施日を実施府省が裁量で決めることにより、少ない母数のアンケートであっても結果を見ることができようというご意向と理解いたしました。さらに、3月、9月というのも何か、例えば繁忙期を狙ったとか、そうでない月を狙ったという何かご意向はあるのでしょうか。

○柏原補佐官 確かに当局の業務につきましては、人の流れというのにも関連しておりますので、例えば3月、4月とか異動時期は件数が多くなったりします。一方、9月につきましては、これも10月の異動も関係あるのですが、そんなに少なくはない月であるという中で、曜日まではわからないのですが、基本的に設定した週の月、水、金をそれぞれ選定して実施するという流れだと。今回については今すぐ確認できませんが、なるべく恣意的に選定するということは排除した形でできていると考えております。

○尾花主査 わかりました。ありがとうございました。客観的な情報を入手される意図で、少ない母数でも評価をされようとするご意向と理解いたしました。ありがとうございます。ほかに何かございますか。

それでは、時間となりましたので、「地方出入国管理等局の外国人在留総合インフォメーションセンターの運營業務」の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 いや、特にありません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事業終了する方向で監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。



(法務省退室)

(法務省入室)

○尾花主査 続きまして、「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、法務省民事局総務課齊藤民事調整官兼民事監査官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いいたします。

○齊藤民事調整官兼民事監査官 法務省民事局民事監査官の齊藤でございます。よろしくお願ひいたします。本日は、私から実施状況を調査した結果の概要をご説明させていただきます。本日は、私から実施状況を調査した結果の概要をご説明させていただきます。その後、担当者からお手元にご用意しております資料に沿って、実施状況の調査の結果をご説明させていただきます。

それでは、本事業の実施状況の調査の概要についてご説明します。本事業は、平成18年9月5日に閣議決定された公共サービス改革基本方針に基づき、登記簿等の公開に関する事務、すなわち登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧等に係る事務を包括的に民間事業者へ委託するため、平成19年度に民間競争入札による市場化テストを実施し、翌20年度から包括的に民間事業者へ委託してございまして、本年度で11年目となります。

本日ご説明させていただく実施状況は、平成27年度に民間競争入札を実施した事業に関して、委託業務開始時である平成28年10月1日から本年1月31日までの間の実施状況について調査した結果をご説明させていただくものでございます。

今回の調査におきましては、後ほど具体的にご説明いたしますが、公共サービス改革法で求められている公共サービスの質の維持向上及び経費の削減については、おおむね同法の趣旨に沿った実施状況であると考えているものの、なお幾つか検討すべき課題も見られました。

したがって、法務省としましては、これらの課題に関して実施要項の所要の見直しを行い、同法に基づく民間競争入札を引き続き実施することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現したいと考えておりますので、引き続きご指導いただければと思います。

それでは、実施状況の調査の結果につきまして、担当者からご説明させていただきます。

○三井補佐官 それでは、引き続きまして、法務省民事局総務課補佐官の三井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、資料2の本文と資料2に別紙1から8まで添付させていただいております。

ますので、それに基づきまして、実施状況について説明をいたします。

まず資料2、1ページ目の(2)対象登記所数についてです。調査の対象の登記所は、契約時は50局411庁の登記所でしたが、契約後に登記所の統廃合が1カ所ございましたので、本年4月1日現在としては410庁となっております。

続いて、(3)委託業務の実施期間についてです。委託業務の実施期間については、平成28年10月1日から令和2年9月30日までの4カ年となっております。

続いて、(4)受託事業者についてです。現在、13の事業者と委託契約を締結しております。各局ごとの受託事業者については、資料2の別紙2、6ページに付けているとおりでございます。

続いて、(5)確保すべき公共サービスの質についてです。実施要項では3つの要求水準を定めております。1つ目の要求水準は、年に1回実施する利用者アンケート調査において一定の評価を得るということです。具体的な評価の水準としましては、証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間において、平成29年9月までは85%以上、同年10月以降は90%の利用者から「10分未満」「20分未満」、または「30分未満」との評価を得ることが1つと、もう一つは、総合的な満足度におきまして、平成29年9月までは85%以上、同年10月以降は90%以上の利用者から「満足」「ほぼ満足」、又は「普通」との評価を得るというものになっております。

2つ目の要求水準としましては、各種証明書等を正しく作成するとともに、作成した証明書や印鑑カードを請求者以外の第三者に誤って引き渡さないというものになっております。

3つ目の要求水準としては、処理時間につきまして、平成29年9月までは85%以上、それが同年10月以降は90%以上の件数を30分未満で処理するというものでございます。

次に、資料2の2ページ目になります。2の実施状況の調査についてです。実施状況の調査については、平成28年10月1日から本年1月31日までの2年4カ月間を対象として実施いたしました。調査項目につきましては、2の(2)のアからキまでに記載しているとおりでございます。

続いて、3の実施状況の調査の結果について説明いたします。まず、(1)利用者アンケート調査の結果についてです。利用者アンケート調査は、実施要項の規定に基づきまして年1回実施しております。具体的には平成29年1月、平成30年1月、平成31年1月

に各回1日で実施しているものです。利用者アンケートの調査結果については、ほぼ全ての登記所におきまして要求水準を達成することができております。

なお、アンケート調査の結果の詳細につきましては、資料2の別紙3と4、これは7ページ以降になりますけれども、取りまとめたものを付けさせていただきます。

次に、資料2の3ページに移ります。(2)過誤処理の件数についてです。平成28年度においては、1庁当たりの過誤処理の発生件数としては年間約0.08件、平成29年度と平成30年度におきましては1庁当たり年間約0.1件の過誤処理が発生しております。国が乙号事務を実施していたときと比べまして、これは資料の参考で表を付けさせていただきますが、これと比較しまして発生件数は多くなっているものの、ほぼ同程度の水準に近づいてきているものと考えられまして、特に印鑑証明書等の重大な過誤処理の発生件数につきましては減少しているところでございます。

次に、(3)各種証明書等の作製・引渡しの状況についてです。各種証明書等の交付又は地図等の閲覧に要した時間につきましては、要求水準が未達成の登記所はございませんで、全ての登記所におきまして要求水準が達成されているところでございます。

次に、(4)実施経費についてです。国が実施していたときの経費と民間事業者の委託業務に係る実施経費を比較しまして、これを平成29年度で見ますと、約40億8,200万円の削減効果が生じております。率にしますと、約37%の削減率となっております。

次に、資料2の4ページに移ります。(5)入札状況についてです。入札状況につきましては、資料2の別紙7-1から7-2まで、これは34ページ以降に付いておりますが、ここに入札結果を掲載しております。全ての入札におきまして複数事業者からの応札がありましたので、1者応札はございませんでした。

続いて、(6)総事件数についてです。総事件数につきましては、資料2の別紙8、39ページ以降に付いておりますが、ここに事件数を掲載しております。

その次、(7)その他についてです。まず、アの実施要項12(4)の規定に基づく指示についてです。この指示というのは、受託事業者が提案書に記載された事項を履行しないなどの事態が生じたときに、実施要項のこの規定に基づきまして、法務局・地方法務局長から受託事業者に対して、文書による指示を発出することにしておりますが、この調査期間中におきまして当該指示の文書は発出しておりません。

次に、イの受託事業者による創意と工夫の例として3つほどご説明いたします。1つ目の事例としては、受託事業者が待合室に案内係を配置し、利用者に対して目的に応じた証

明書の案内や請求書の記載方法等について説明を行っているものです。このサービスは、特に初めて登記所を利用される方に好評でありまして、待ち時間の短縮や待合室の混雑の解消等にもつながっているものとなっております。

2つ目の事例としては、証明書発行請求機を設置している登記所における利用促進を図る取組です。証明書発行請求機は、利用者が請求情報を入力することによりまして、自動的に請求書と証明書が作成される仕組みとなっております。そのため、この請求機は業務の効率化に資するものですので、受託事業者は利用案内等によって積極的に利用促進を図っております。この請求機の活用によりまして、処理時間や利用者の待ち時間の短縮等につながっているものとなっております。

3つ目の事例としましては、印紙売りさばき事業との連携として、印紙売りさばき場への案内・誘導、必要な印紙数を記入したメモの交付を行うといったものです。これによりまして、円滑な印紙の販売と誤購入の防止を図ることで、処理時間や利用者の待ち時間の短縮等にもつながっているものとなっております。

次に、4の実施状況の分析についてです。まず、(1)サービスの質の維持向上についてですが、5ページ目のアの利用者アンケート調査についてです。「交付等に要した時間」につきましては、ほぼ全ての登記所におきまして、要求水準を上回る結果を得ることができました。また、総合的な満足度については、全ての登記所において要求水準を上回る結果を得ておりますので、公共サービスの質は維持できていると評価しております。

なお、「交付等に要した時間」につきましては、今年の1月に実施しました利用者アンケート調査におきまして、東京法務局の港出張所と水戸地方法務局の本局におきまして、要求水準を満たすことができませんでした。港出張所については79%で、水戸地方法務局本局については87%という数値となっております。

ただ、実際の待ち時間自体は、実施要項の2(4)ウというものがありまして、これは90%以上の件数を30分未満で処理するという要求水準ですが、これを超えているという状況にはありませんでしたので、その明確な要因というのは必ずしも明らかではありませんけれども、港出張所におきましては、処理に時間の掛かる閉鎖登記簿謄本というものがありますけれども、これがアンケート実施日の前後の日と比べて、相当多く件数としては請求されていたということがありましたので、全体として処理時間が長くなったことなどが考えられるところでございます。

このような状況を踏まえまして、公共サービスの質の維持向上のために、要求水準を確

保することができなかった場合の対応策については、検討する必要があるものと考えております。

次に、イの過誤処理についてですが、過誤処理については、国が乙号事務を実施していたときと比べまして、発生件数は多くなっているものの、受託事業者において乙号事務のノウハウが一定程度蓄積されてきているということや、過誤処理の発生防止に係る現在の実施要項の規定の効果等によりまして、ほぼ同程度の水準に近づいてきていると考えられることから、公共サービスの質自体は相当程度維持されているものと評価しております。

また、ウの各種証明書等の交付又は地図等の閲覧までに要した時間につきましては、全ての登記所におきまして要求水準を上回る結果を得ておりますので、公共サービスの質は維持されているものと評価しております。

以上のことから、今後も公共サービスの質の維持向上のために実施要項の規定を維持していく必要があると考えております。

次に、(2)経費の削減についてです。入札の実施によりまして、大幅な経費の削減が図られたものと評価することができるかと思いますが、前回の評価のとき、これは平成26年度の評価ですけれども、このときの経費の削減効果が約42億8,900万円、率にすると39%の削減率でしたので、その時と比べて効果はやや減少しているところかと思えます。6ページの上段のところの記載になります。今後も公共サービスの質の維持向上を確保しつつ、経費の削減を図るための方策については引き続き検討していく必要があるものと考えております。

次に、(3)民間競争入札実施要項12(4)の規定に基づく指示についてですが、これは先ほど申し上げたとおり、調査期間中にこの指示を発出したものはございませんでした。

以上で、本事業に係る調査結果の報告とさせていただきます。引き続き検討すべき幾つかの課題が生じていると思いますが、監理委員会のご指導を賜りながら、今後も公共サービス改革法に基づく市場化テストを適切に実施することによりまして、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていきたいと考えております。

私からは以上となります。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価(案)について、総務省より説明をお願いします。なお、説明は5分程度をお願いします。

○事務局 総務省から評価(案)について説明させていただきます。事業の概要について

は先ほどご説明がありましたので、省略させていただきます。

評価ですけれども、結論ですけれども、市場化テストを継続することが適当であるというふうに考えます。確保されるべき質の確保状況という点ですけれども、利用者アンケートの調査の結果というところで、証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間については、ほぼ全ての登記所で要求水準が満たされております。総合的な満足度については、全ての委託登記所において要求水準が満たされております。

過誤処理の件数につきましては、1庁当たりの年間発生件数が平成28年度から29年度、30年度において約0.08件、約0.1件、約0.1件となっており、国が過誤処理件数をしたときよりも多くなっているという状況であります。

続きまして、証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間については、全ての委託登記所において要求水準が満たされております。

続きまして、実施経費ですけれども、国が乙号事務を実施したときの経費と比べて、単年度当たりで37.1%の削減が図られております。

続いて、評価のまとめですけれども、対象公共サービスの質に関して、利用者アンケートの調査については総合的な満足度は全ての登記所で要求水準を達成できております。証明書等の交付ないし地図等の閲覧までに要した時間については、2庁において要求水準を達成していなかったものの、当該2庁についても全3回のアンケート調査の平均は90%以上であることから、質は確保されているものと評価できると考えます。

また、各種証明書等の交付または地図等の閲覧までに要した時間については、全ての登記所で要求水準を達成しております。

過誤処理の件数についてですけれども、重大な過誤処理の発生件数については国が実施したときよりも減少してきていること、過誤処理の件数自体についても前回の事業のときよりも減少し、国が実施したときの水準に近づいてきていることから、質に関して一定程度確保されているものと評価できます。今後もさらなる過誤処理事案の発生件数を減らすため、発生防止のための方策について引き続き検討していく必要があると考えます。

実施経費については、先ほど申し上げましたとおり達成できております。

全ての入札において複数応札がなされており、競争性は確保されたものと評価できます。

今後の方針ですけれども、本事業について委託業務の適正かつ確実な実施に向けて、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があるものと考えております。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。アンケートとか拝見いたしますと、おそらく法務省様のご指導の下、ノウハウは一定程度蓄積されて、良好な事業になっているところとお見受けいたします。

それで1点気になったのが、過誤処理の実際の事例が幾つかあるみたいですが、いろいろな民間業者を数多く使っていると思いますが、それぞれの業者さんに対して調査等を実施して、その上でこういう前提条件のもと、こういう事件が発生したという過誤事例集みたいなものを作って、各事業者さんとの間で共有とかなさっているところなのでしょうか。

○三井補佐官 事業者間での共有はおそらく行われておりませんが、法務本省には各法務局で生じた過誤の事例の報告がございますので、そういった事例を一定期間で取りまとめて、本省から各法務局の担当者宛てにこういう事例があったので、それぞれ法務局ごとに契約を行っておりますので、受託事業者に対してこういう事例があったということを周知して、同様の事案が発生しないような取組を行っております。

○辻専門委員 わかりました。

○川澤専門委員 5ページ目の利用者アンケート調査について、交付に要した時間の実際の測定時間は要求水準を満たしていたけれども、利用者アンケート調査においては、2庁で要求水準を満たすことができなかったということで、そもそも実際の時間を測定しているのであれば、例えば利用者アンケートの交付に要した時間については時間内であったかどうかということを知ることではなくて、時間について適当であったかどうかという評価を聞いた上で、その評価の結果と実際に測定した時間を関連付けて分析して、そもそも測定した時間の30分未満という水準が適切であるかどうかという分析につなげられるようにアンケート調査を見直すことも考えられるんじゃないかと思いました。

一意見ですけれども、次の実施要項のときに、時間について要求水準を満たしているけれども、利用者アンケートでは達成していないという、若干混乱するといえますか、評価が難しい状況が起きないような形で少し見直しを図るということも考えられると思いますので、ご検討いただければと思います。

○三井補佐官 ありがとうございます。我々も今回、2庁でアンケート上は処理時間を満たさなかったというのが出たときに、アンケートは飽くまで利用者の方に対して、待ち時間がどれくらいでしたかという、ある意味主観的な観点でのアンケートの質問になっていて、一方、タイムスタンプで客観的な時間を実測しておりますので、本来はそんなにそごがないはずだろうとは思いますが、人によっては正確に時間を計っているわけでは必ずしもないと思いますので、アンケートでの処理時間の結果と実測している処理時間との結果で、そごが出るようなことは確かにあるなというふうに関例を見て思いまして、今のご意見を踏まえて、次の要項の見直しの中で何らかの対策を考えたいと思います。

○浅羽副主査 ご説明いただき、ありがとうございました。過誤処理の件ですけれども、総事件数当たりで見ると、過去と比べてどうなのでしょう。1庁当たりでデータを出していただいたのですけれども、扱っている件数が過去よりもはるかに増えているということであれば、ある意味仕方がないという評価もできなくもないかなと思ったのですが。

○三井補佐官 乙号事務自体の事件量そのものは、登記所によってもちろんでこぼこは若干あるのですが、全体的な傾向としては微減、若干減っているという傾向があります。

そういう意味ではご指摘のように分母がもちろん違いがありますので、単純に1庁当たりの年間の平均件数との比較というのは必ずしも適当でないという部分はあるかもしれませんが、指標がそれしかないので、今こういう形で評価させていただいていますが、事件数自体は若干分母は小さくなっている傾向はあると思います。

○浅羽副主査 だとすると、最終的な結論としては総事件数でやったとしてもそう変わりはない。今も過去よりはちょっと悪いということではありますけれども、悪さが少しだけ見える程度の違いということではよろしいでしょうか。

あと、過誤処理に関してもう一つですが、場所、局名、あるいは受託事業者さんによって偏りといったことはあるのでしょうか。

○三井補佐官 特定の受託事業者が多く過誤処理を出しているであるとか、法務局によって過誤処理の案件が多いという傾向は見受けられないので、全国的にどこでも起こり得るものですので、特にそういった傾向は承知しておりません。

○浅羽副主査 かしこまりました。どうもありがとうございます。

○尾花主査 それでは、時間となりましたので、「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。



○事務局 特にないです。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はありがとうございました。

(法務省退室)

(環境省入室)

○尾花主査 続きまして、「東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務」の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に、実施状況について、環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室中里室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いします。

○中里室長 ただいまご紹介にあずかりました環境省海洋環境室の中里でございます。資料3に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査業務ということでございます。事業概要は、平成23年に発生しました東日本大震災がございまして、そのときに多くの有害物質が海洋に流れ出たといったことから、その状況を把握するということで始めたものでございます。

今回の業務につきましては、平成29年度から3カ年という形で契約をさせていただきました。請負事業者につきましては、日本エヌ・ユー・エスという会社でございます。トータルは3年間で2億3,000万円弱ということでございます。年度あたりだと7,600万円強という形でございます。

入札の状況でございますけれども、いろいろと手を尽くしたのですけれども、1者応札という形に結果的にはなってございます。

事業の目的でございますけれども、冒頭申し上げましたように、東日本大震災の際に陸上からいろんな有害物質等が海域のほうに流れ出ました。そういった状況をずっと把握していくということ、あと住民の方々にどういう状況にあるかという情報をきちんと提供することを目的に、継続的に実施してきたものでございます。

この業務でございますけれども、平成27年に公開プロセスで1者入札を回避する、あとコストの縮減を図るということから、もっと競争性を高めることが必要だというふうにご判断いただきました。また、同じ年に公共サービスの選定におきましても、行政事業レビューにおきまして1者応札になっているということで、市場化テストの導入が求められ

たものでございます。それを受けて、3年間の事業として市場化テストを導入したといった経緯がございます。

次のページでございますけれども、①実施状況でございます。この計画に基づきまして調査をするわけでございますけれども、継続して実施しているということで、過年度の調査結果を踏まえてずっと実施していただいております。その際には専門家の委員の方々、大学の先生が多いですけれども、そういった方にも入っていただきまして、助言をいただきながら事業を進めてきたところでございます。

また、調査結果につきましては、当然これはどういう状況であったかということ把握するのと情報を提供するということが重要ですので、当然その報告をいただきまして、その後、5)にございますけれども、環境省のホームページでこの状況をご提供するという形にしております。また、毎年度報告書を取りまとめまして、環境省に提出をいただいております。

評価といたしましては、基本的には実施要項に基づきまして、計画的な企画立案、また調査を含めたスケジュールをやっていただいたと考えてございます。有識者の方々からご意見等をいただきながら進めてまいりましたが、特に問題のあるものではなかったと思っております。質についても目的を達成したと考えているところでございます。

また、(2)で民間事業者からの改善提案というものがございますけれども、これまでやってきた結果を踏まえた効率的な調査計画を立案いただいたのかなと思っております。あと、これまでずっと続けてきた中でいろんな試料等はたくさん蓄積されてございます。それにつきまして外部専門機関と連携しながら、きちんと分析をしていただいた、また解釈もしていただいたと考えてございます。

あと、これまでのサンプルにつきましても、長期保管する必要があるのですが、かなり多くなってきて、場所がなくなってきたということもあって、これにつきましても専門家の意見を聞きながら、どういった残し方をすればいいのかということも発案いただきまして、これも我々としては評価できるところでございます。

次のページですけれども、実施経費についての評価でございますが、従来、単年度で契約し事業を実施しておりましたが、そのとき大体9,500万円ぐらいちょっと、今回は3年間で2億3,000万円弱という形で、年度に直しますと7,600万円強という形になりますので、単年度のときに比べれば2割ぐらい経費を削減することができたと考えている次第でございます。

今後の事業についてということで全体的な評価というのがございますけれども、基本的には東日本大震災の影響というものをきちんとモニタリングするだけの質は確保されていると考えてございます。経費につきましても、繰り返しになりますけれども、単年度でやるよりも1年間当たり1,900万円の削減ができたということで、経費削減の面でも効果が見られたと考えてございます。一方で、競争性の確保、これを一番の目的としてやったわけですが、結果的には1者応札という形になってございます。形的には経費は削減されたんですけども、結果的に1者応札ということは変わらなかったという部分がございます。

その後、市場化テストの終了プロセスに照らし合わせたところで、①から⑤までございますけれども、法令違反等は当然ございませんでした。あと、実施するに当たりまして、環境省における物品・役務等契約監視委員会というものがございまして、そちらに諮って、適切に実施したと考えてございます。ただ、残念ながら1者応札だったといったところです。事業として対象公共サービスの確保されるべき質につきましては、きちんと目標を達成していると考えてございます。最終的には今回3年間というのが一番大きかったのかもしれないけれども、年間当たり1,900万円の経費が削減できましたので、それなりに効果はあったのかと考えている次第でございます。

今後でございますけれども、残念ながら1者応札という状況は変わらなかったということもあって、複数年化、共同事業体の許容、情報開示の充実など、いろんな対応をしたところでございます。しかしながら、繰り返しになりますが、1者応札というところは変わらなかったところでございます。

その理由が書いてございますけれども、これまで実績があったところが入札してございまして、そのこれまでの積み重ね、当方としては安心して任せられるんですけども、逆にそういったこれまでの積み重ねの分で、経験がちょっと左右したところがあるのかなと考えてございます。

今後でございますけれども、経験というのは技術点というところに評価として結びつくんですけども、そのあたり、また見直しをするなりして、さらに参入がしやすい形で市場化テストを引き続きやっていきたいと考えてございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。なお、説

明は5分程度でお願いします。

○事務局 総務省から評価（案）について説明をいたします。事業の概要については先ほど説明がありましたので、省略いたします。

評価の結論ですけれども、市場化テストを継続することが適当であると考えます。

確保されるべき質の確保状況という点ですけれども、確保されるべき水準として、調査計画（案）の立案、調査の実施分析、結果解析及び取りまとめ、公表用資料の作成、検討会の設置・開催、環境省ホームページへの公表コンテンツの作成、業務結果報告書の作成という点ですけれども、こちらはいずれも計画的な企画立案、報告書の作成、計画に従った調査分析、スケジュールに余裕を持った進行管理等が行われるとともに、当検討会の指摘事項に対しても柔軟に対応するなどしております。

続いて、実施経費ですけれども、従前の経費として平成28年度の経費と今回の事業の単年度当たりで比較しますと、削減として20.0%の削減ができております。

選定の際の課題に対応する改善というところですが、この事業は平成28年度まで単年度契約で実施していて、1者応札が続く状況でありました。今回、市場化テストの対象となった契約において、事業の複数年化、共同事業体の許容、情報開示の充実等の工夫を行ったものの、結果的には1者応札にとどまったという状況であります。

評価のまとめです。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質については、全て目標を達成していると評価できます。実施経費についても、経費削減が達成されたものと評価できます。他方、1者応札にとどまっており、競争性の確保に課題が残ったという状況であります。

今後の方針ですが、競争性の確保において課題が認められ、本事業において良好な実施結果が得られたと評価することは困難です。これを踏まえ、次期事業においては引き続き民間競争入札を実施することにより、特に競争性を確保するための取り組みを検討するよう求めることとしたいと考えております。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況、事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。先ほど削減率が20%とお伺いしたと思うのですが、これも事業内容には一切変化がない状態で20%も経費が削減されたの

でしょうか。

○新保課長補佐 ご説明させていただきます。事業内容に一部変化がございまして、もともと水質の調査、底質の調査といった形で、両面合わせて実施していたんですけれども、水質の調査結果につきましては基本的に、特に放射性物質につきましては既に土壤等に吸着をされているということで、その調査内容について削減をしたという効果がございまして。一方で、事業の複数年化によりまして、人件費の部分で効率化されたということで、その削減の内容も効いてきている。その両面が効いた結果として、20%という数字になっているということでございます。

○辻専門委員 それから、この調査に当たっては、おそらく現場から試料を採取してくるのかなと想像するのですが、地図を見ると海になっていたりとかしてまして、これは海底の土壤なども採取するのでしょうか。

○新保課長補佐 ご指摘のとおりでして、基本的に船を出して、その船からサンプリングのための機械をワイヤ等で下におろして、底質の土壤を採取するという作業を行っております。

○辻専門委員 そうすると、この事業の専門性というのは、いろんなところで専門性が要求されると思うのですが、採取した試料を検査する専門性のほかに、そもそも採取する部分においても何か専門性というのは要求されるのでしょうか。

○新保課長補佐 そうですね。一応海底での土壤を採取するという技術が求められるところかと思いますが、海洋調査を専門にしているような業者さん自体は、それこそ海洋調査をやられている業者さんの協会といったところもございまして、一定程度存在しているものと認識しております。

○辻専門委員 この事業に1者しか応札してこない原因というのは、採取する場面においてそれほど高い専門性が要求されているわけではなくて、分析の部分で極めて特殊な知見が要求されるから、1者しか応札してないという理解でよろしいのでしょうか。

○新保課長補佐 そうですね。分析に関しましても、基本的に分析対象としている項目につきましては、そこまでイレギュラーといいますか、海洋調査に限らず通常の化学分析の調査などでも対象にするような物質ですので、特段そこで専門性が大きく求められるところではないのかと思っております。

○辻専門委員 確かにここに書かれているダイオキシン、有機フッ素化合物、セシウムなどあって、それほど特殊なものではないように見受けられますので。

○新保課長補佐 そうですね。ただ、先ほど海洋調査を単に行っている業者ということでは多数あるということは申し上げたのですけれども、今回は震災の対応の後の影響を見るということで、かなり前例のないような調査を行っていることになっていまして、特に過去からの履歴の確認の調査、要は震災が発生した直後からどのように汚染が広がっているのかですとか、底質をとりましても20センチぐらい試料をとった上で、それを2センチごとに分けて、それがどのような形で深くまで汚染が進行していつているのかですとか、そういったちょっと特殊な試料の採取方法と分析方法をとっておりますので、そういったところで、一般的に行われるような調査だと、単純に表層からゼロから3センチぐらいのものをもって分析するレベルのことしか行わないことが多いかと思っておりますので、そういった部分で少し高い専門性が求められるという部分はあるのかと認識をしております。

○辻専門委員 そうすると、海底の土壌の表層だけとるのでは足りなくて、深く、二、三十センチとった上で、さらにそのとったものをスライスしていくということにかなり専門性が要求される。

○新保課長補佐 はい。

○辻専門委員 なるほど。そうすると、そのような専門性を持っている会社、受託可能な業者ってどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

○新保課長補佐 海洋環境のコンサルタント等も含めて行っている業者としては、おそらく10社弱程度あるんじゃないかと当省側としては認識をしているところでございます。

○辻専門委員 ところが、応札者は1者しかいない。

○新保課長補佐 はい。ご指摘のとおりでございます。

○辻専門委員 なぜ1者しか来ないかという理由として考えられるのは過去の経歴に関する技術点が結構重かったということなののでしょうか。

○新保課長補佐 技術点のウェートにつきましては、過去の業者としての実績、担当する担当者としての実績に対しての配点もちろん存在はしております、トータルの、例えば追加点が200点満点であれば、そのうち20点程度、詳細な数字は確認しないとあれですけれども、その程度の割合で存在はしておりますが、その数字の割合につきましては過去の反省というか、経緯も踏まえて徐々に配点を下げるような配慮を既に行っております。

一方で、事業の実施内容、それぞれの項目に関して、事業内容の提案の具体性とか、過去の検討における反省を踏まえた今後の改善に関する提案ですとか、そういった部分が例

年受注している事業者さんと一度も受注したことがない事業者さんですと、どうしても内容の充実性に差が出てきてしまう部分があって、そこが技術点の差に大きく影響しているものと認識をしております。

○辻専門委員 わかりました。

○川澤専門委員 今ご説明ありました改善提案が、経年受注されている事業者さんと、履行能力はあるけれども新たに参入する場合に、少し改善提案の厚みに差があるのじゃないかというご指摘だったかと思います。もちろん各事業者さんのノウハウに関するものだとは思いますが、過去に改善提案があったことについては、ある程度それが次の仕様書に反映されて、標準化されていく取り組みも必要かと思しますので、改善提案があって、次の事業の仕様書に盛り込める内容については盛り込んでいただきたい。そうすることによって新規の事業者さんの参加も促せるのではないかと思います。

もう1点ですけれども、民間事業者さんの改善提案で、試料の長期保存で、「保管場所の継続使用が困難になったのを受けて、今後の保管の方針を立案し」とあるんですが、これは具体的には保管期間が短縮されたですとか、そういった方針の転換なんでしょうか。

○新保課長補佐 ご説明いたします。これまで試料の保管は、基本的に国立環境研究所という機関で行っていたのですけれども、そちらのほうでもどうしても保管場所が圧迫されてきてしまっていて、今後、民間の機関のほうで保管をするということを基本的な方針として保管の計画を立てなきゃいけない。

ただ、基本的にこれまで被災地に関する試料は非常に貴重ということで、基本的に廃棄をこななかったところがあるんですけれども、この被災地に関する海洋環境モニタリングの調査の分と、あと被災地と関係なく、定例で行っている海洋環境モニタリング事業というのが別にございまして、そちらの事業での保管試料も同じところを保管場所にして、ずっと保管を続けてきたということもありまして、そちらをセットで今後、長期的に保管をしていくに当たって、ずっと保管し続けるというのはどうしてもどこかで限界がきてしまうので、どういった試料について優先的に保管することにして、こういう試料については廃棄しようですとか、そういった取捨選択の考え方について事業者のほうから複数提案していただいて、それを有識者の検討会の中でお諮りをして、最終的にこういう保管の方針でいきたいと思いますという方針を決定したといった経緯でございます。

○川澤専門委員 そうしますと、次回の実施要項の中では、保管の方法ですとか、そういったものは変更がなされて、ある意味、民間事業者の保管料も予定価格の算定においてプ

ラスされるということなんでしょうか。

○新保課長補佐 はい。ご指摘のとおりでございます。

○川澤専門委員 ありがとうございます。おそらく保管の方法についての改善提案を受け付けた場合に、過年度の実績がある事業者さんにとってはかなりアドバンテージがある部分だと思いますので、そこはこれまでどういうふうに保管がされていて、新しい保管方法としてもう少し具体的にこういうことが必要だというのは実施要項で丁寧に書いていただければと思います。

以上です。

○尾花主査 何かございますか。はい、どうぞ。

○中川副主査 先ほどのご説明の中で、被災地ではないところの環境モニタリング調査もあるというお話だったんですけども、そちらは全く別の業者さんがやっていたらっしゃるんですか。

○新保課長補佐 そちらも同じ業者から受注をしております。

○中川副主査 なるほど。とすると、かなり専門性のところが、被災地にかかわらずというところがあるんでしょうか。

○新保課長補佐 そうですね。はい。そちらのほうで、また少し対象項目が変わってくるところがございまして、そちらの調査では底質の分析だけではなくて、生体試料、例えばイカとかカニとか、そういったものの試料、筋肉ですとか肝臓などを採取して、生体での、例えば重金属ですとか、そういったところの蓄積の状況を見るですとか、そういった分析も行っております、また少し異なるところでありますけれども、海洋の調査・分析に関する専門性がある程度求められていると認識しております。

○中川副主査 ありがとうございます。そちらは今、市場化テスト対象ではないですよ。

○新保課長補佐 そうですね。はい。

○中川副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 何点か確認させていただきたいのですが、試料採取と試料分析に関する点については、外部委託者との連携と書かれているのですが、この外部委託者というのは何を指すんでしょうか。

○新保課長補佐 その部分は再委託の契約を行いまして、環境総合テクノスという、特に試料の分析等を専門とする者に一部の事業を再委託で行っております。

○尾花主査 なるほど。そうすると、再委託者の契約金割合と本体が取得する契約金割合



って、どのぐらいの割合になっているのでしょうか。

○新保課長補佐 少々お待ちいただいてよろしいでしょうか。

○尾花主査 すみません。もしお時間がかかるようであればいいのですが……。

○新保課長補佐 申しわけないです。現在、資料を持ち合わせていません。

○尾花主査 イメージとして何が伺いたかったかという、実際専門的なことをやっているのがこの再委託先であれば、そういった情報を情報開示でより具体的にさせていただくことにより、実際元請の方が何をやればよいのかというのがより明確になるかなと思ひまして質問した次第です。

情報開示を充実されたと書いてあるのですが、そういった意味で専門部分をどのように委託したかということも書かれているんですか。

○新保課長補佐 情報開示を充実したという部分につきましては、前回の対応としては実施要項にこれまでに記載してなかった情報として、例えば従来の実施に要した経費の内訳ですとか、従来の実施に要した人員、従来の実施において目的はどの程度達成されたかという程度、従来の実施方法について開示をするという形をとっております。

○尾花主査 わかりました。そうすると、専門性がもし問題であるとする、例えばこういった外部委託先のところで幾つかそのような業者があり、そちらとの連携で十分ほかの業者も対応できるようであれば、そういったところへの声かけ等もしていただけるのがいいのかなと思ったのが1点。

もう1点、過年度の調査結果を踏まえた提案の具体性というのを評価するのであれば、過年度の調査がどのように行われたかということの詳細に書かないといけないと思うのですが、その点も先ほど川澤委員が言ったとおり、情報を充実させないと提案の評価ってどうしても従来業者が高い点をとってしまうので、その点をご留意いただければと思います。

通常、こういった事業をやる際には官と民の業務の切り分けが重要かと思うのですが、調査計画（案）の立案の部分などについては、官と民の業務の切り分けで、民に過大な業務が委託されていないかというところがちょっと懸念されるのですが、その点はいかがでしょう。

○新保課長補佐 すみません。先に2点目でご指摘いただいた内容についてお答えさせていただきますたいのですが、まず過去の調査の実際の具体的な内容につきましては、先ほど室長からもご説明を差し上げたとおり、毎年度調査結果につきまして報告書にまとめているんですが、その中で具体的にこのような海域において、このような方法で調査を行った結

果として、こういった結果が得られたといったところで、調査方法も含めて詳細に記述しており、そちらは誰でもホームページで確認できる内容ですので、その点での情報開示というのは既に十分行っているものと認識をしております。

次の官と民の業務の切り分け……。

○尾花主査 といいますのは、過去の調査結果を踏まえて、何か計画（案）を立案しなきゃいけないというところは、非常に難しいことを立案するのか、そうではなくて定型的な立案をして、結局は検討委員会の意見を反映する程度でよろしいのかというところをもし詳しく書けるのであれば書いていただき、調査内容について非常に決定権が高いのであれば、その部分については全部民間業者にさせていただくのはどうなのかなと思った次第です。

○新保課長補佐 その点につきましてはちょっと難しい点がございまして、実態としては例年、正直、同様の調査を行っている部分はかなり大多数になっているところがございます。ただ、有識者の方々を招いて、調査内容の妥当性についてしっかりとご審議をいただいた上で、毎年度毎年度、今年度この計画の内容で実施するということについてしっかりと確認をとった上で実施しているところですので、場合によってはその年度の最初に行う検討会において、今年度についてはこうこうこういった方向性で調査内容を見直すべきではないかというご意見をもしいただいた際には、それに伴って調査計画を見直す必要が出てきますので、発注の段階から「基本的には例年どおり淡々とやるだけの業務なので、そんなに構えていただかなくても大丈夫ですよ」という内容が伝わるようなことを追記するというのはちょっと難しいかと思えます。

○尾花主査 わかりました。そうすると、検討委員会での意見をしんしゃくして、きちんとつくり上げるというところに専門性が必要であって、その部分についてはまさに業者にやっていただきたい点であるという理解ですね。

○新保課長補佐 そうですね。当然、環境省としても、環境省として行っている調査ですので、当然大きな方向性として行政のニーズに合う形で進めていくことにはなりますけれども、業者のほうである程度委員の意見をかみ砕いていただいて、それに対応する案を立案いただいた上で、調整をしていただくという意味での専門性はある程度求められていると認識しております。

○尾花主査 ありがとうございます。

ほかにはないですか。大丈夫ですか。

それでは、時間となりましたので、「東日本大震災に係る海洋モニタリング調査業務」の事業の評価（案）等に関する審議は、これまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 いや、特にはないです。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ、事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。

本日はありがとうございました。

(環境省退室)

— 了 —